

恩給給与細則等の一部改正について

令和8年7月
総務省政策統括官（恩給担当）

1. 改正の概要

総務省政策統括官（恩給担当）においては、請求者の手続負担軽減のため、令和8年4月から個人番号を利用した情報連携の運用を開始し、また、同年10月から、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）中、「第4 オンライン化を実施する行政手続の一覧等」に掲載されている恩給関係請求手続（以下「恩給関係請求手続」という。）をオンラインでも行えるようにすることによって恩給関係請求手続を行う者の利便性向上を図ることとしている。

こうした中、恩給関係請求手続において恩給証書（紙媒体の書類）の添付を求めていることが、恩給関係請求手続のオンライン完結を妨げ、恩給関係請求手続を行う者の手続負担となることから、恩給関係請求手続を行う者の手続負担軽減と利便性向上のため、恩給関係請求手続において恩給証書の添付を求めないこととしている。

また、これに合わせて、恩給等に係る手続を行う者の手続負担軽減を図るため、恩給証書等（紙媒体の書類）の添付又は返還（以下「返納」という。）を求めている全ての手続（オンライン化しない手続を含む。）について、その返納を求めないこととし、そのため、関係法令について所要の改正を行うこととしている。

本件は、これまで恩給証書等の損傷により恩給証書等の再交付を申請する場合には、当該損傷した恩給証書等を添付する必要があったが、これを不要とするための改正等を行うものである。

2. 改正する省令

- (1) 恩給給与細則（昭和28年総理府令第67号）
- (2) 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令（昭和31年総理府令第93号）
- (3) 旧国会議員互助年金法施行規則（国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成18年総務省令第49号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和33年総理府令第41号）をいう。）

3. 改正の内容

2の省令の規定中、恩給証書等の損傷により再交付を申請する場合に求めていた、当該損傷した恩給証書等の添付を不要とするための改正等を行う。

その他規定の整理を行う。

4. 施行期日

令和8年10月1日（予定）